(b)　(a)の規定にかかわらず、キューバ共和国政府又はキューバ共和国の国家企業が基金から支出された額を利用する場合には、キューバ共和国政府は、日本国の経済産業省、ＮＥＸＩ及びキューバ共和国政府の間で別段の決定がある場合を除くほか、基金からの支出額に相当する額を、二千三十三年十月三十一日に始まる七回の均等年賦払により、ＮＥＸＩが指定する日本国内のＮＥＸＩの銀行口座に円貨により支払い、又はキューバ共和国の国家企業が支払うことを確保する。このような支払は、支払額に相当する繰延商業債務Ⅱの決済とみなされる。

(3)　(a)　基金に積み立てられた繰延商業債務Ⅱ及び3(3)に規定する利子の総額が二千三十三年十月三十一日までに完全に支出されない場合には、キューバ共和国政府は、基金内の残額を、この書簡の附属書Ⅲに掲げる支払計画に従って、ＮＥＸＩが指定する日本国内のＮＥＸＩの銀行口座に円貨により送金することによって支払う。

(b)　(2)(b)に規定する支出された繰延商業債務Ⅱ及び3(5)に規定する利子の総額が二千三十九年十月三十一日までに決済されない場合には、キューバ共和国政府は、未決済の額を、二千四十年十月三十一日に、ＮＥＸＩが指定する日本国内のＮＥＸＩの銀行口座に円貨により送金することによって支払う。

(4)　(1)に規定する支払、(2)(a)に規定する積立て、3(1)に規定する利子の支払及び3(3)に規定する利子の積立てが関連する支払若しくは積立ての期日又は当該期日の後日本国の銀行の四十五営業日以内に行われた場合には、遅延利子のうちの対応する額は、この書簡の附属書Ⅳに掲げる免除計画に従って、行われるべき全ての支払又は積立てのうち最も遅い支払又は積立ての日の翌日に免除される。

3　(1)　キューバ共和国政府は、決済されていない繰延商業債務Ⅰについて、(2)に定めるところにより算定される利子を二千二十一年十月三十一日から毎年十月三十一日にキューバ国立銀行を通じてＮＥＸＩに支払う。

(2)　(a)　繰延商業債務Ⅰに対して二千二十年十月三十一日から適用される利子率は、年一・五パーセントとする。

(b)　支払われる利子の額は、未決済の繰延商業債務Ⅰの額に、その支払に先立つ支払期日から繰延商業債務Ⅰが決済されないままに経過した日数及び一日当たりの利子率を乗じて算定される。一日当たりの利子率は、(a)に規定する利子率を三百六十五で除して算定される。前記の算定方法を算式で表したものは、この書簡の附属書Ⅴに掲げる。

(3)　キューバ共和国政府は、支出されていない繰延商業債務Ⅱについて、(4)に定めるところにより算定される利子を、二千十七年十月三十一日から二千三十三年十月三十一日まで毎年十月三十一日に基金に積み立てる。

(4)　(a)　繰延商業債務Ⅱに対して二千十六年十月三十一日から二千三十三年十月三十日まで適用される利子率は、年一・五パーセントとする。

(b)　積み立てられる利子の額は、基金内の繰延商業債務Ⅱの残額に、基金内の繰延商業債務Ⅱが支出されないままに経過した日数及び一日当たりの利子率を乗じて算定される。一日当たりの利子率は、(a)に規定する利子率を三百六十五で除して算定される。前記の算定方法を算式で表したものは、この書簡の附属書Ⅵに掲げる。

(5)　キューバ共和国政府は、2(2)(b)に規定する支出された繰延商業債務Ⅱについて、当該繰延商業債務Ⅱが決済されていない限り、(6)に定めるところにより算定される利子を、二千三十三年十月三十一日に始まる七回の均等年賦払により、キューバ国立銀行を通じてＮＥＸＩに支払い、又はキューバ共和国の国家企業が支払うことを確保する。

(6)　(a)　支出されており、かつ、決済されていない繰延商業債務Ⅱに対して適用される利子率は、年一・五パーセントとする。

(b)　七回の均等年賦払により支払われる利子の総額は、二千三十三年十月三十日の時点で支出されており、かつ、決済されていない繰延商業債務Ⅱの額に、支出の日から同月三十日までの日数及び一日当たりの利子率を乗じて算定される。一日当たりの利子率は、(a)に規定する利子率を三百六十五で除して算定される。前記の算定方法を算式で表したものは、この書簡の附属書Ⅶに掲げる。

(7)　(a)　2(1)に規定する支払、2(2)(a)に規定する積立て、2(2)(b)に規定する支払、2(3)に規定する支払、(1)若しくは(5)に規定する利子の支払、(3)に規定する利子の積立て又は5に規定する支払が、関連する支払若しくは積立ての期日又は当該期日の後日本国の銀行の四十五営業日以内に行われない場合には、キューバ共和国政府は、期日が到来し、かつ、支払又は積立てが行われていない額から生ずる利子を、関連する支払又は積立ての期日から当該額の支払の日まで、年九パーセントの利子率でＮＥＸＩに支払い、又はキューバ共和国の国家企業が支払うことを確保する。

(b)　2(1)に規定する支払、2(2)(b)に規定する支払、2(3)に規定する支払、(1)若しくは(5)に規定する利子の支払又は5に規定する支払が、関連する支払期日の後日本国の銀行の四十五営業日以内に完全に行われる場合には、キューバ共和国政府は、期日が到来し、かつ、未払の額から生ずる利子を、関連する期日から支払の日まで、年一・五パーセントの利子率でＮＥＸＩに支払い、又はキューバ共和国の国家企業が支払うことを確保する。

(c)　2(2)(a)に規定する積立て又は(3)に規定する利子の積立てが、関連する積立期日の後日本国の銀行の四十五営業日以内に完全に行われる場合には、キューバ共和国政府は、期日が到来し、かつ、積立てが行われていない額から生ずる利子を、関連する期日から積立ての日まで、年一・五パーセントの利子率で基金に積み立てる。

(d)　(a)から(c)までに規定する支払われ、又は積み立てられる利子の額は、期日が到来し、かつ、支払又は積立てが行われていない債務又は利子の額に、当該額が支払われず、又は積み立てられないままに経過した日数及び一日当たりの利子率を乗じて算定される。一日当たりの利子率は、(a)から(c)までに規定する利子率をそれぞれ三百六十五で除して算定される。前記の算定方法を算式で表したものは、この書簡の附属書Ⅷに掲げる。

4　2(1)に規定する支払、2(2)(a)に規定する積立て、3(1)に規定する利子の支払又は3(3)に規定する利子の積立てが、関連する支払若しくは積立ての期日又は当該期日の後日本国の銀行の四十五営業日以内に完全に行われない場合には、2(4)の規定に従って免除される遅延利子のうちの対応する額は、当該期日の後日本国の銀行の四十六番目の営業日にＮＥＸＩが指定する日本国内のＮＥＸＩの銀行口座に円貨により直ちに支払われるものとする。

5　2(1)に規定する支払、2(2)(a)に規定する積立て、3(1)に規定する利子の支払又は3(3)に規定する利子の積立てが、関連する支払若しくは積立ての期日又は当該期日の後日本国の銀行の四十五営業日以内に完全に行われない場合には、支出されていない繰延商業債務Ⅱ（基金に積み立てられるべき額を含む。）、3(3)に規定する利子の基金内の残額及び期日が到来して基金に積み立てられるべき利子は、当該期日の後日本国の銀行の四十六番目の営業日にＮＥＸＩが指定する日本国内のＮＥＸＩの銀行口座に円貨により直ちに支払われるものとする。

6　支払われる利子については、キューバ共和国の全ての租税及び課徴金が免除される。

7　キューバ共和国政府は、関係する商業上の債務の決済に伴って生ずる銀行手数料を支払う。

8　キューバ共和国政府は、関係する商業上の債務の支払金の円貨による自由な送金を保証する。

9　関係する契約の条件のうちこの書簡において特に言及されていないものは、関係する契約の当事者間で別段の合意がある場合を除くほか、引き続き適用されることが確認される。

10　キューバ共和国政府は、いずれかの第三国の居住者である債権を有する者に対し債務救済措置について2(1)及び(2)に規定する条件よりも有利な条件を与える場合には、当該第三国の居住者である債権を有する者に与えられる条件よりも不利でない条件をＮＥＸＩに直ちに与える。

11　両政府は、この取極から、又はこれに関連して生ずるいかなる事項についても相互に協議する。